

広島県高等学校等奨学金貸付要綱

(趣旨)

第1条 広島県高等学校等奨学金のうち、修学奨学金及び入学準備金の貸付は、広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年広島県条例第5号。以下「条例」という。）及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成14年広島県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 修学奨学金及び入学準備金をいう。
- (2) 奨学生 前号の貸付けを受ける者をいう。
- (3) 予約奨学生 修学奨学金の貸与を開始する年度より前に当該奨学金の貸付けを受けることができる候補者として決定を受けた者又は入学準備金の貸付けを受けることができる候補者として決定を受けた者並びにそのいずれの決定もを受けた者をいう。

(奨学生の募集)

第3条 奨学生又は予約奨学生の募集区分、奨学金の種類及び対象者は、次のとおりとする。

区分	奨学金の種類	対象者
在学募集	修学奨学金	高等学校等の在学学生
予約募集	入学準備金 修学奨学金	高等学校等に入学しようとしている者

- 2 前項の規定による各募集を行う募集期間及び募集定員は、予算の範囲内で別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、規則第2条第1項第2号に規定する者で奨学金の貸与を緊急に必要とする者は、前項に規定する募集期間以外の期間であっても奨学金の貸与を申請することができる。

(奨学生の資格)

第4条 規則第2条第1項第1号において別に定める事項の具体的内容は、生計を維持する者について、次項に定める方法により算定した額が304,200円未満であることとする。

- 2 前項の額は、次に定める方法により算定するものとする。
 - (1) 申請日の属する年度（当該申請日が4月から6月までの日であるときは、その前年度。以下この項において「所得判定年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る同法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに同法附則の規定により市町村民税の所得割の課税標準とされる分離課税に係る所得金額その他これらに準ずる所得金額の合計額に100分の6を乗じて得た額から、同法第314条の6の規定により控除する額を控除して得た額とする。
 - (2) 前号の合計額を算定する場合において、申請者が所得判定年度の前年度の12月31日において当該生計を維持する者の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族であり、かつ、所得判定年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、前号の合計額から33万円を控除する。

- (3) 第1号の場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市により市町村民税の所得割を課される者については、第1号の地方税法第314条の6の規定により控除する額は、当該額に4分の3を乗じて得た額とする。
- (4) 生計を維持する者が2人以上いる場合は、その全員について前3号の規定により算定した額を合算する。
- (5) 第1号から第3号までの規定により算定した額が零を下回る場合又は当該生計を維持する者が地方税法第295条第1項各号に掲げる者若しくは同法附則第3条の3第4項の規定により市町村民税の所得割を課することができない者である場合は、当該額を零とする。
- (6) 前各号の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 申請者は、1月から6月に奨学金を申請する場合にあっては、申請日の属する年の前々年の1月から12月まで、7月から12月に申請する場合にあっては、申請日の属する年の前年の1月から12月までの期間における申請者の生計を維持する者の所得等について証明するものとする。ただし、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認めるときは、申請者の生計を維持する者の所得等を証明する期間を別に定めることができる。
- 4 申請者の生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ当該事由の発生後1年間の所得等を推計した額により第1項の規定を適用した場合において、同項に定める基準に該当するときは、規則第2条第1項第2号に該当する者とみなすものとする。
- (1) 失職、死亡、り災、破産、事故及び病気等により当該事由の発生前3か月の収入額の平均額又は前年同月と比較して現在の収入額が概ね20パーセント以上減少している者
- (2) 特別な事情により家計の支出が著しく増大した者

（その他同種の資金）

第5条 条例第3条第1項第5号に規定するその他同種の資金は、次のとおりとする。

種類	その他同種の資金
修学奨学金	次の各号に掲げる資金とする。 (1) 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度による教育支援資金（教育支援費に限る。） (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「母子福祉法」という。）による修学資金 (3) 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費
入学準備金	次の各号に掲げる資金とする。 (1) 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度による教育支援資金（就学支度費に限る。） (2) 母子福祉法による就学支度資金 (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

(修学奨学金の貸付期間)

第6条 修学奨学金の貸付けを開始する月は、第3条に規定する募集区分に応じ、別に定める。

2 条例第4条第2項に規定する修業年限は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）で定める修業年限の年数を上限として、奨学生が在学する高等学校等において卒業までに通常必要とされる残りの期間（以下「修学期間」という。）とする。ただし、法で定める修業年限が一定の年数ではない高等学校等においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数を上限とする。

- (1) 定時制の課程及び通信制の課程 4年
- (2) 専修学校の高等課程 3年
- (3) 高等学校及び高等専門学校の特攻科 2年
- (4) 高等学校の別科 1年

3 奨学生に貸し付けた期間（規則第10条に規定する貸付けを休止した期間及び償還を完了している修学奨学金の貸与を受けた期間を除く。以下「貸与済期間」という。）と延長後の貸付期間を合わせた期間が前項に規定する上限の年数を超えない範囲内で、修学奨学金の貸付期間を延長することができる。

4 奨学生が転学した場合の修学奨学金の貸付期間は、転学後の高等学校等の区分に応じ、修学期間から貸与済期間を除いた期間の終わる月までとする。修学奨学金の貸与を受けたことがある申請者が、退学後又は卒業後に別の高等学校等に入学した場合も同様とする。

5 前項に規定する場合において、教育長が特に必要と認めるときは、貸与済期間にかかわらず、貸付期間を決定することができる。

6 教育長は、第3項から前項までの規定により貸付期間を変更することを決定したときは、別に定める様式により奨学生に通知する。

(奨学金の申請)

第7条 奨学金の申請者は、規則で定める申請書に、その者の生計を維持する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を確認するための書類その他必要書類を添えて教育長に提出する。

2 教育長は、学校の長から申請者に係る条例第5条第3項又は第4項に規定する推薦調書が提出された場合は、当該調書が提出されたことをもって、当該申請者が規則第2条第2項各号のいずれにも該当する者とする。

(予約奨学生)

第8条 教育長は、予約奨学生を決定したときは、別に定める様式により申請者に通知する。

2 予約奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、予約奨学生でなくなるものとする。

- (1) 高等学校等に入学しないこととなったとき。
- (2) 規則第6条第1項の規定による貸付決定通知を受けたことにより奨学生となったとき。

(辞退の申出)

第9条 奨学生又は予約奨学生は、条例第3条に規定する要件を満たさないこととなったとき又は奨学金を辞退しようとするときは、別に定める様式により、速やかにその旨を教育長に申し出なければならない。

(貸付月額の変更)

第10条 通学形態が自宅通学である奨学生は、自宅外に住所を変更したとき、条例第4条に規定する表の自宅外通学の区分による修学奨学金の貸付月額に変更されないことを希望する旨を申し出ることができる。

2 通学形態が自宅外通学である奨学生は、条例第4条に規定する表の自宅通学の区分による修学奨学金の貸付月額に変更されることを希望する旨を申し出ることができる。

3 教育長は、奨学生の転学及び住所変更並びに前項の規定による申出に基づき修学奨学金の貸付月額を変更することを決定したときは、別に定める様式により奨学生に通知する。

(借用金額の変更)

第11条 奨学生は、規則第6条第2項で提出した誓約書・奨学金借用証書の借用金額に変更が生じる場合は、変更後の誓約書・奨学金借用証書を教育長に提出しなければならない。ただし、借用金額が減額する場合は、この限りではない。

(奨学生決定後の確認)

第12条 規則第9条第1項の規定により知事が必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) その者の生計を維持する者の経済状況が大きく好転したとき。

(2) 第4条第1項に該当しないことが疑われるとき。

2 規則第9条第2項の規定により修学奨学金に係る奨学生等が在学する高等学校等の長が行う報告は、毎年3月に行うものとする。

(電子申請等)

第13条 広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成30年教育委員会告示第2号）に規定する情報通信の技術を利用する方法とは、電子申請システム（県の機関等（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島県条例第38号）第2条第2号に規定する県の機関等をいう。）の使用に係る電子計算機と申請等（同条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者及び処分通知等（同条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、申請等及び処分通知等に係る事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）を利用する場合とする。

2 第6条第6項、第8条第1項、第9条及び第10条第3項の規定により書面により行うこととされているもの並びに第7条第1項の規定により提出する書類については、電子申請システムを利用して行うことができる。

3 電子申請システムにより受信された文書等の收受及び交付については、広島県電子申請システム取扱要領（平成16年11月20日制定）の定めるところによる。

(補則)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は教育長が別に定める。また、この要綱により難しい場合は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月26日から施行する。
- 2 令和4年度に実施する在学募集については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年5月21日から施行し、令和8年度分の高等学校等奨学金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の広島県高等学校等奨学金貸付要綱の規定により行われている申請その他の手続は、改正後の広島県高等学校等奨学金貸付要綱の規定により行われた申請その他の手続とみなす。